

第38号議案

字の区域及び名称の変更について

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項の規定による住居表示の実施のため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、令和8年11月15日から、本町内の別図1に示す字の区域及び名称を別図2に示すとおり変更する。

令和8年3月3日提出

新宮町長 桐島光昭

理 由

住居表示に関する法律第3条第1項の規定に基づき住居表示を実施するため、地方自治法第260条第1項の規定により町議会の議決を求めるものである。

縮尺 1 : 3,000

別図1

大字下府

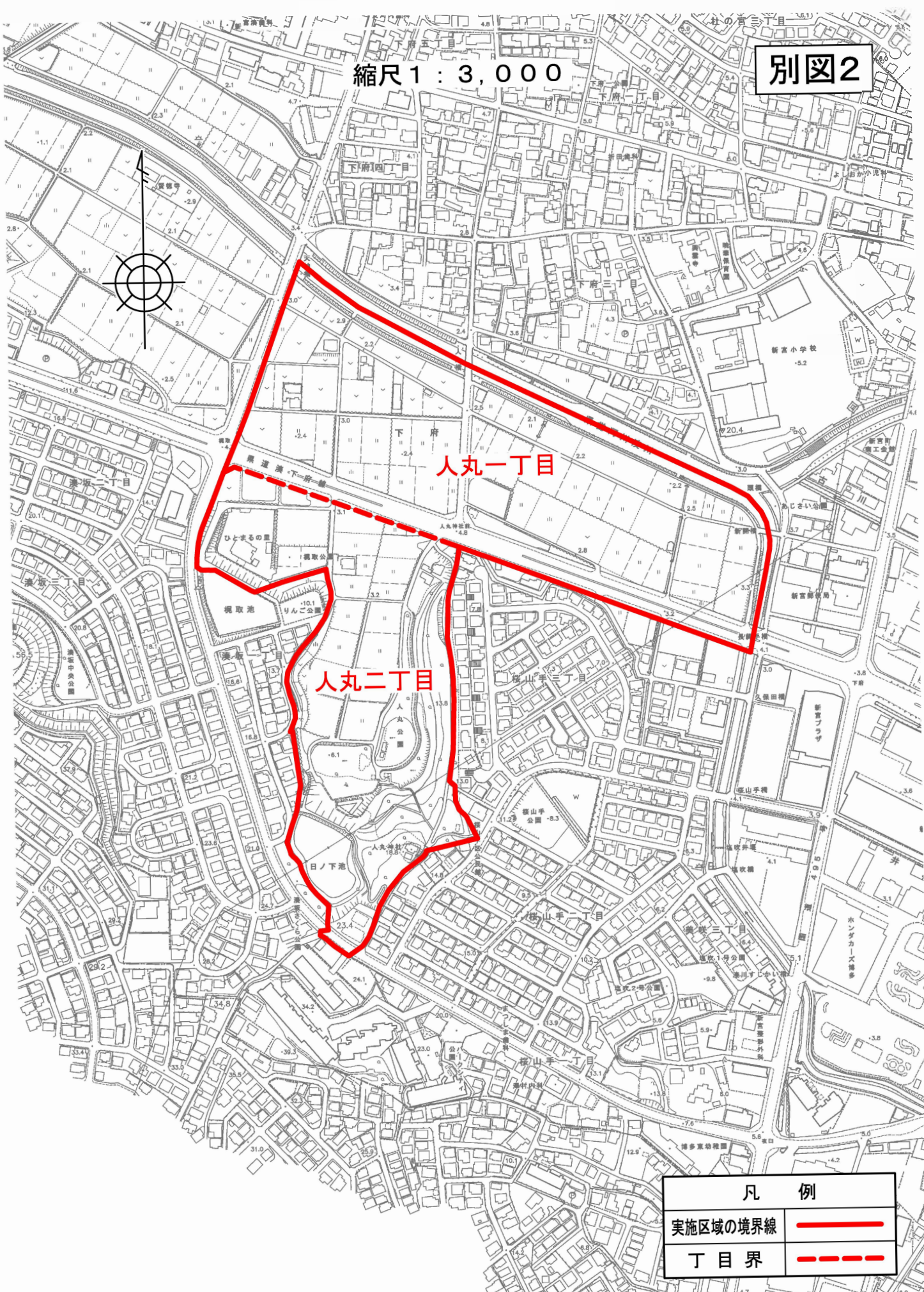
凡例

実施区域の境界線



縮尺 1 : 3,000

別図2



人丸一丁目

人丸二丁目

凡 例	
実施区域の境界線	
丁目界	